

松戸市市民便利帳広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市広告掲載要綱（平成25年4月1日施行）第4条第2項に基づき、松戸市市民便利帳広告掲載基準について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告媒体（広告を掲載することができる市の資産をいう。以下同じ。）に掲載する広告の内容及び表現は、市民から負託を受けた市の資産を活用することから社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 政治団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に定める貸金業者
- (4) たばこ産業
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 社会問題を起しているもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (1 2) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (1 3) 各種法令に違反しているもの
- (1 4) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの
- (1 5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらの者と関係を有しているもの
- (1 6) その他市長が広告の業種又は事業者として不相当と認めるもの

(掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 広告の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (5) 政治的問題、社会問題について主義、主張等を述べたもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又はそのおそれがあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、広告の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの
- (11) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (12) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
- (13) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
- (14) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- (15) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
- (16) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次

のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表現又は誤認を招くようなもの
例：「日本一」「一番安い」「最安値」等

イ 射幸心を著しくあおるもの

例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載しようとする者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(17) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア ギャンブル等を肯定するもの

イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(18) その他市長が広告として不相当と認めるもの

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。